

新設法人における消費税の注意点について

20-009号
通巻:213

新規で会社を立ち上げる場合、最大のメリットは原則的に初めの2年間は消費税の納税義務がないことです。しかし特定の要件を満たした場合には初年度から消費税の納税義務が生じる場合があるので、今回はそのケースをご紹介します。

ただし、分割や合併のケースは話が広がりすぎますので割愛させていただきます。

①新設法人

・内容

事業年度開始の日において資本金額もしくは出資金額が1,000万円以上の場合には初年度から消費税の課税事業者になります。

・対象とならない場合

事業年度開始の日において判定しますので、期首の資本金額が1,000万円未満で期中に増資した結果1,000万円以上になった事業年度は原則通り免税事業者となります。

・注意点

新設法人で消費税の課税事業者に該当し、税抜き100万円以上の固定資産を購入した場合には、3年間強制的に消費税の課税事業者になります。

②特定新規設立法人

・内容

その事業年度の基準期間がない法人が事業年度開始の日において下記の2つの条件を満たす場合には消費税の課税事業者になります。

①他の者により新規設立法人の株式の50%超を保有される場合

②その他の者及びその他の者と特殊な関係にある法人の2年もしくは1年前における課税売上高が5億円を超える場合

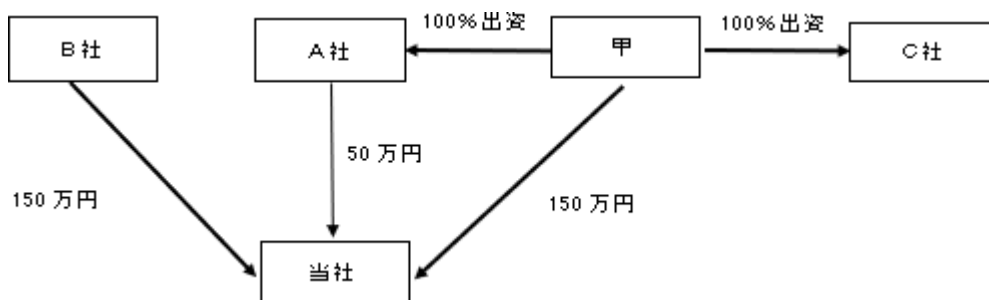
* 特殊な関係にある法人とは他の者が100%所有する法人です。

④注意点

- 他の者が個人である場合には本人だけでなく、**配偶者及び6親等内の親族も含まれません。**
- 他の者には個人も含まれるので、その新設法人の50%超を保有する個人が完全支配（100%出資）している会社の2年もしくは1年前の課税売上高が5億円を超える場合も含まれます。

⑥具体例

文章だけでは分かりづらいので、具体例をつけます。



上記の例で言うと、当社が「特定新規設立法人」、甲が他の法人（新規設立法人の50%超を保有）、C社が他の法人と特殊な関係にある法人（特殊な関係にある法人）となります。

この場合が、新規設立法人の株式を50%超を保有している社と特殊な関係にある法人、つまりC社の2年もしくは1年前における課税売上高が5億円を超えれば、**特定新規設立法人である当社の1年目から納税義務は免除されないこと**となります。

参照：国税庁ホームページ

～コメント～

消費税の租税回避を避けるために、最近では多くの規制がかけられるようになりました。今回ご紹介させて頂いたものもその1例でしかございません。これ以外にも注意する点は数多くございますので、会社の立ち上げの際にはご相談ください。また、納税義務者の回避が出来なくても、新たに別会社を設立した場合には接待交際費の800万円の特例や中小企業者の税率の特例等がありますので、総合的な提案をさせていただきます。

クラージュ総合会計事務所 吉川 未来